

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年7月31日
【発行者の名称】	株式会社N P T
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目5番7号
【電話番号】	03-6455-7150
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 大貫 篤志
【担当J－A d v i s e rの名称】	アイザワ証券株式会社
【担当J－A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藍澤 卓弥
【担当J－A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【担当J－A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html
【電話番号】	03-6852-7726
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社N P T https://www.neopt.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 6 期（中間）	第 7 期（中間）	第 5 期	第 6 期
会計期間	自 2023年11月 至 2024年 4 月	自 2024年11月 至 2025年 4 月	自 2022年11月 至 2023年10月	自 2023年11月 至 2024年10月
売上高（千円）	—	—	—	—
経常損失(△)（千円）	△94,727	△154,488	△194,047	△195,662
当期(中間)純損失(△)（千円）	△106,928	△154,963	△202,728	△157,984
純資産額（千円）	△64,345	189,315	37,583	32,999
総資産額（千円）	20,925	222,092	52,990	71,473
1株当たり純資産額（円）	△16.71	36.77	6.14	4.94
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当 額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純損失 (△)（円）	△23.98	△32.66	△46.09	△35.26
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	80.64	51.64	31.87
自己資本利益率（％）	—	—	—	—
株価収益率（倍）	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	△27,624	△149,241	△195,308	△130,511
投資活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	△9,154	△1,939	△5,091	△9,178
財務活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	14,000	291,280	135,702	168,520
現金及び現金同等物の期末残 高（千円）	7,182	198,889	29,960	58,789
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）（人）	7 (—)	6 (—)	10 (—)	7 (—)

（注） 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 第 5 期、第 6 期中間会計期間及び第 6 期、第 7 期中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

4. 第 5 期、第 6 期中間会計期間及び第 6 期、第 7 期中間会計期間の自己資本利益率については、中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

5. 第 5 期、第 6 期中間会計期間及び第 6 期、第 7 期中間会計期間の株価収益率については、中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

6. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2【事業の内容】

当社は、「個別化医療の実現で社会に貢献する。」という企業理念のもと、従来の全体的医療では治療困難な病気に対し、個別化医療の医療技術を駆使し、新規薬剤・治療法を臨床開発し、社会に貢献することを目指しています。

経営理念

新たな発想で
新たな希望と
新たな未来を

Challenge to paradigm shift
for personalized medicine

現時点において、当社は、疾患領域をがんに特化し、がんに対する再生医療技術を用いたモダリティ^(注1)の開発を行い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」という。）の承認の下、治験を行い、再生医療等製品^(注2)の製造販売の承認を受け、市場に販売する取組みを行っております。

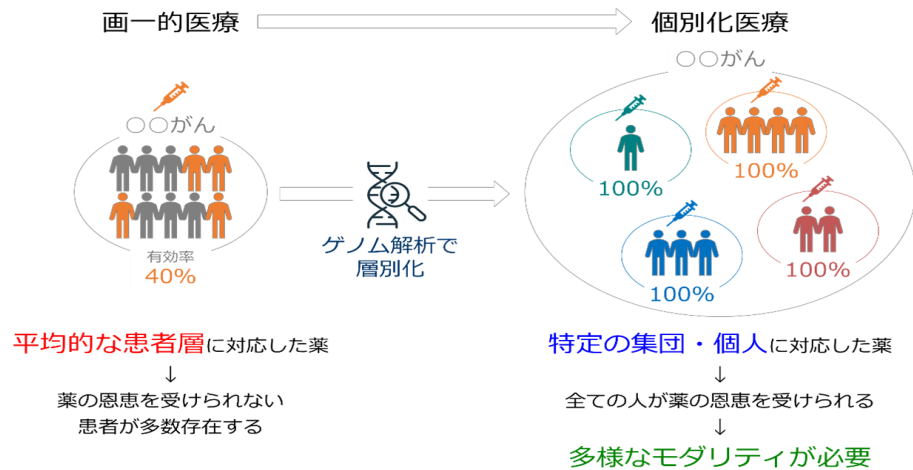
(1) 個別化医療とは

個別化医療とは、患者背景に基づき個々に適した治療薬を提供する取組みです。これまでの医療は同じ病名であればどの患者に対しても基本的には同じ薬を処方し、効果が無い患者には別の薬をまた一様に処方するといった画一的な治療が主流でした。

しかし現在、ゲノム解析技術^(注3)の向上により、例え同じ病名の患者であっても遺伝的背景にはバラつき（多様性）があること、そしてそのバラつきが個々の患者における薬の治療効果に影響を与えることが明らかになってきました。特に遺伝子変異が原因で発生する「がん」ではこれが顕著に現れるため、がん領域では個々の患者に対する最適治療の提供、即ちがん個別化医療への期待が高まっています。

がん個別化医療の例として、2019年から日本で保険適用になった「がん遺伝子パネル検査」と呼ばれるゲノム解析があります。この検査によって、一度に数百個の遺伝子を調べ異常な遺伝子とそれに対応可能な治療薬を発見することが出来るようになりました。また、同じ病名のがんであっても遺伝的背景に基づいて患者をいくつかのグループに層別化することも可能になりました。しかしながら、実際に検査を受けても適した治療薬が見つかる確率（治療到達率）は決して高くないのが現状で、この原因として標準治療において既存のがん治療薬の種類が少ないことが挙げられます。がん治療において、抗がん剤、抗体医薬品、免疫チェックポイント阻害剤等の医薬品に加え、近年では細胞や遺伝子等の再生医療等製品と呼ばれる新たなモダリティへの期待が高まっています。今後、こうした多種多様なモダリティが市場にラインナップすることで、がん患者一人ひとりに適した治療薬が見つかる世界が築かれるでしょう。

【図1】



(2) 当社が目指す個別化医療

個別化治療とは、主に患者のゲノム情報に基づき個々に適した治療を行う取り組みであり、現行の平均的な患者に対してデザインされた画一的な治療とは全く異なるアプローチです。ゲノム解析技術が進歩した今、短期間でゲノム情報を集めることで、従来の治療では考慮できなかった患者の遺伝的要因等を治療選択する上での材料にすることが可能となり、集団から特定個人に対して治療提供ができる時代へと変化しています。

そして現在、個別化医療の導入が期待されている疾患領域は、「がん」であり、がん患者のゲノム情報を活用した「がん個別化医療」の臨床実用化に注目が集まっています。しかし、がん患者一人ひとりに適した治療薬を提供しようとなると多種多様な治療薬（モダリティ）が必要となりますが、現在のところ最適なモダリティが見つかるケースがほとんどなく、このモダリティの開発が急務であると考えています。

そこで、当社は、疾患領域をがんに特化し、がんに対する再生医療技術を用いた様々なモダリティの開発を行い、特徴としては、開発したモダリティすべてについて、PMDAの承認の下、治験を行い、再生医療等製品の製造販売の承認を受け、市場に販売していくことを目指しています。

2014年11月に再生・細胞医療を、より安全により早く患者に届けることができる、新たな法的枠組みが設けられました。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）で、従来の医薬品、医療機器とは別に「再生医療等製品」という新たなカテゴリーが設けられ、安全性が確保され効果が推定されれば、条件・期限付きで早期に承認される仕組みが導入されました。この新たな法的枠組みの下、当社は様々なモダリティを市場に出すことこそが急務と考え、通常よりも短期間でかつコストを抑えた製品化の実現を目指していきます。

【図2】

<通常の場合の研究開発から製品化の流れ>



<当社の場合の研究開発から製品化の流れ>



基礎研究

大学等研究機関との連携を図り、研究機関において基礎研究が充分に行われているモダリティを発掘し、そのモダリティの製品化の研究開発を、研究機関との共同研究により行います。当社で、初めから基礎研究を行うより短期間でかつコストを抑えた基礎研究が行えます。

前臨床

当社の開発するモダリティは、人間の免疫機序^(注4)での実証が必要なものであるため、動物での前臨床は意味をなさないものであることを、PMDAとの間で確認し、前臨床を省いております。このことにより、短期間でかつコストを抑えた製品化が実現可能です。

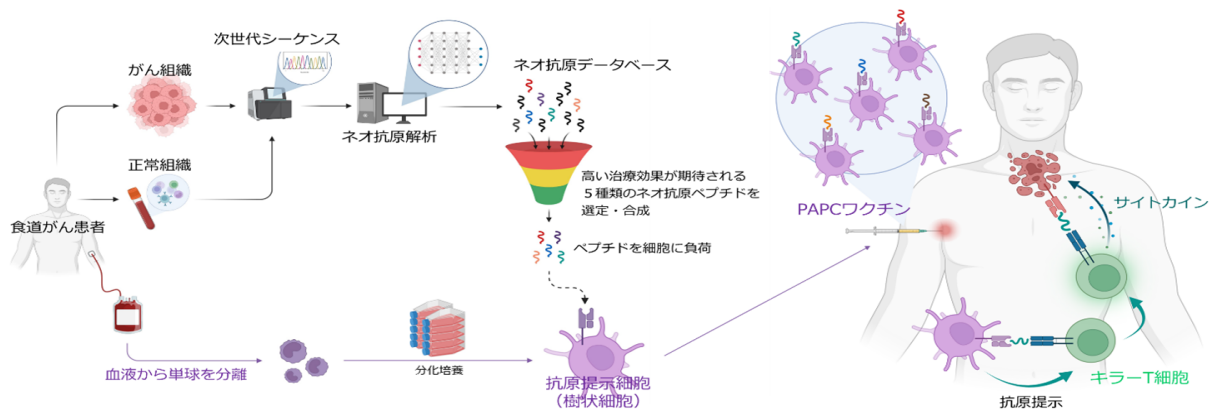
再生医療等製品の条件及び期限付き承認制度の適用

当社では、第Ⅰ相試験から第Ⅲ相試験^(注5)について、従来の「有効性・安全性の確認」を行ってから承認を受け市販されるという制度ではなく、再生医療等製品の条件及び期限付き承認制度の適用を行います。これにより、「有効性の推定・安全性の確認」の段階で、条件・期限を付して承認を受け、市販後に「有効性、さらなる安全性を検証」して承認を受けます。このことにより、早期に条件・期限を付して承認を受け、市販することが可能になります。

(3) 現在、当社で開発しているモダリティと今後について

現在、当社で開発しているモダリティは、PAPCワクチン (Personalized Antigen Presenting Cell Vaccine) です。PAPCワクチンは、患者のがん細胞に発現するネオ抗原ペプチド^(注6)と呼ばれる遺伝子変異に由来する変異ペプチド^(注7)を同じ患者から得られた抗原提示細胞^(注8)に負荷し、再びそれを患者の体内に戻すがん免疫細胞療法です。当社では、まずは食道がんの患者を対象としたモダリティとしてPAPCワクチンの開発を行っています。

【図3】

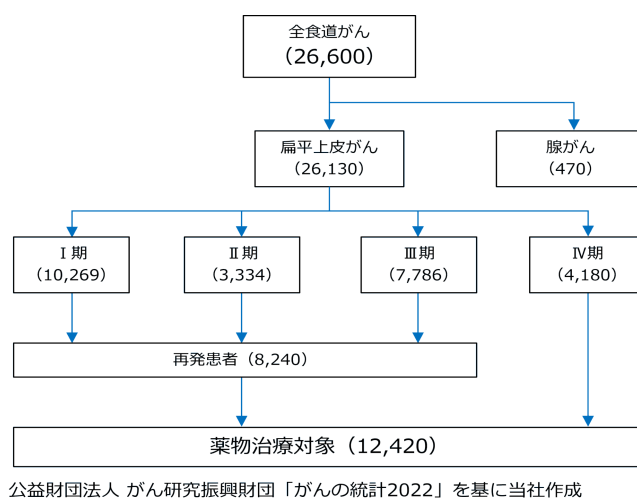


このPAPCワクチンは、2024年12月11日において、治験計画書届出日から30日経過しておりますので、今後、治験実施医療機関との間で治験の実施に係る契約を締結し治験を実施する予定です。（【図2】＜当社の場合の研究開発から製品化の流れ＞現在は、基礎研究を終え、第Ⅰ相試験・第Ⅱ相試験に位置しています。）。治験は十数名に対して実施予定で「有効性の推定・安全性の確認」を行います。また、CDMO (Contract Development and Manufacturing Organization: 医薬品開発製造受託機関) との間でPAPCワクチンとの製造に係る契約を締結し、治験で実施した製造プロトコルとの同等性試験を行い、再生医療等製品の製造販売業許可を申請し、条件及び期限付き承認制度による薬事申請を行い、薬事承認を受けます。

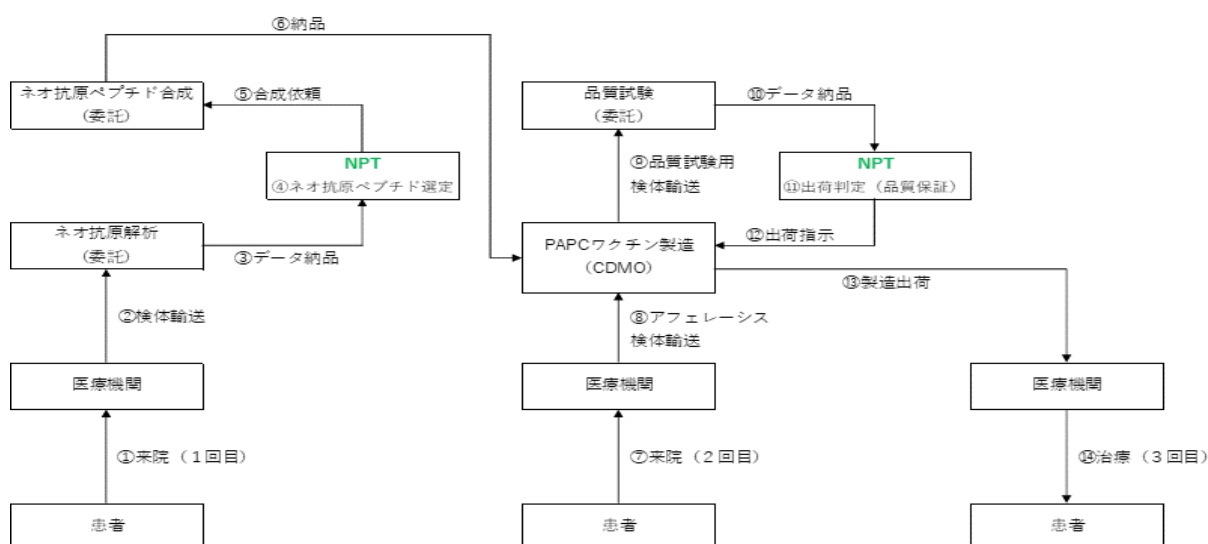
上市後のPAPCワクチンは、従来の医薬品やバイオベンチャーのライセンスによる収益モデルとは異なり、自社販売し収益の最大化を目指します。また、従来の医薬品は製薬会社が作ったものを医療機関（患者）に卸していましたが、PAPCワクチンは患者からゲノム情報や原料細胞を取り出し製造加工した製品を再び患者に戻す治療であるため、製造（ゲノム情報の取得、原料細胞の採取・製造加工）と販売（治療）を一社で担う方が情報管理の正確性が上がり、それに費やす時間的コストも削減されます。さらに、これらは結果として患者メリットにも繋がるため、一貫した製造販売体制の構築は合理的と考えております。なお、製造加工及び品質管理は外部に委託します。また、PAPCワクチンの販売については対象がん患者が治療を受けている病院にアプローチし、投与実績を積み重ね認知を広めることで拡大を目指します。

PAPCワクチンに関しては、まずは食道がん患者を対象とする薬物治療として開発しています（図4）。その中でも治癒切除が困難な状態、標準的な薬物治療を終えた状態又は副作用等により投与継続が困難な状態の患者に対する治療法を想定していますが、当社では対象とするがんの適用の拡大を図っていく予定です。

【図4】



【図5】



- (注) 1. モダリティとは、低分子薬、抗体医薬、核酸医薬、細胞治療、遺伝子細胞治療、遺伝子治療などの治療手段のこと。
2. 再生医療等製品とは、「遺伝子や細胞を使って疾患を治療、予防する製品」のこと。
3. ゲノムとは、ある生物の全ての遺伝情報を意味します。ヒトの遺伝情報はDNA（デオキシリボ核酸）に「A」「T」「C」「G」の文字列で記録されており、このDNAの文字列をコンピュータで解読する技術を行います。
4. 免疫機序とは、体内に侵入した病原体や体内で発生したがんに対する免疫細胞による生体防御反応をいいます。
5. 第Ⅰ相試験から第Ⅲ相試験とは、一般的な治験は、第Ⅰ相臨床試験、第Ⅱ相臨床試験、第Ⅲ相臨床試験から構成されます。第Ⅰ相臨床試験では少数の患者を対象に用法用量の確認、副作用等の安全性を確認します。第Ⅱ相臨床試験では比較的少数の患者を対象に安全性に加えて有効性を確認します。第Ⅲ相臨床試験では、多数の患者を対象に有効性と安全性を確認します。
6. ネオ抗原ペプチドとは、がん細胞内で生じた変異遺伝子から作られるペプチドのことを言います。ペプチドとはアミノ酸が数個～数十個つながった物質ですが、ネオ抗原ペプチドを構成するアミノ酸の配列（種類）は一人ひとり異なります。そのため、ネオ抗原ペプチドを用いた治療薬は個別化治療薬とも呼ばれています。

7. ペプチドとはアミノ酸が数個～数十個つながった物質で遺伝子と呼ばれる設計図から作られ、細胞の表面にも発現しています。正常な細胞では遺伝子に変異が入っていませんが、がん細胞では多くの遺伝子に変異がみられます（変異遺伝子）。この変異した遺伝子から作られるペプチドを変異ペプチド（ネオ抗原ペプチド）といいます。
8. 抗原提示細胞とは、T細胞に抗原（ペプチド）を提示する（記憶させる）細胞の総称で、樹状細胞と呼ばれる細胞がこの能力に長けている細胞として知られています。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
6	50.8	3.2	4,927

（注）臨時従業員はおりません。

当社は、単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数（人）
製造部門	1
臨床開発部門	2
管理部門	3
合計	6

- （注） 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

（1）業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、給与水準引き上げ等による雇用・所得環境の改善やインバウンドの増加等により緩やかな回復が見られるものの、前年度からの継続的な物価高騰や地政学リスクの継続に加え、米国新政権の政策をめぐる不透明感などにより、依然として不安定な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社では引き続き「がん免疫細胞療法」の治験開始に向けて治験実施医療機関2施設との契約を締結したのですが、当社が開発する個別化樹状細胞ワクチン「NPT001-HTY」の製造工程で使用する一部の機器において点検作業中に不具合が発生し、今後も同様の事象が発生する可能性が高いとの報告を製造販売元から受け、治験実施医療機関での初回患者登録を延期することになりました。いまだ研究開発段階にあるため売上高の計上はなく、研究開発を含む一般管理費を101百万円計上しました結果、営業損失は101百万円、経常損失は154百万円、中間純損失は154百万円となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は198百万円（前事業年度末は58百万円）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、149百万円（前中間会計期間は27百万円の支出）となりました。これは主に、税引前中間純損失154百万円の計上によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、1百万円（前中間会計期間は9百万円の支出）となりました。これは、長期前払費用の増減額1百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、291百万円（前中間会計期間は14百万円の獲得）となりました。これは、株式の発行による収入311百万円、短期借入金の返済による支出20百万円によるものです。

（3）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策

当社は、食道がんをターゲットとするがん免疫細胞療法について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認のもとで、企業治験を行い、再生医療等製品の製造販売承認を受け、上市し売上を計上するまでの間、売上の計上がなく、増資等により調達した資金を、開発に先行投資しているため、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しており、継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は、当該状況の解消または改善のために、以下のような対応策を講じております。

1．自社既存プロジェクトPAPCワクチンへの経営資源の集約と推進

当社は、治験が行えるPAPCワクチンの薬事承認を受け、保険診療において治療が行えるまでの間は、食道がんに対するがん免疫細胞療法（PAPCワクチン）について、条件付き早期承認制度による薬事承認を受けるべく、医療機関において治験を行うことに経営資源を集約し、早期に薬事承認を受けるべく事業を邁進していきます。

2．資金調達の実施

当社は、2025年1月30日にTOKYO PRO Marketに上場しており、上場時の特定投資家向け取得勧誘による増資の資金調達により、当中間会計期間末において198百万円の現金及び預金残高を有し、当面の事業活動を展開するための運転資金を確保しております。また、新たな資金調達として特定投資家向け募集による増資を予定しております。

上記対応策により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、当中間会計期間以前においては生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、当中間会計期間以前においては受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社は、当中間会計期間以前においては販売活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、発行者情報の公表日現在において当社が判断したものであります。

当社は「個別化医療の実現で社会に貢献する」という企業理念のもと、新規薬剤・治療法の臨床開発を行っておりますが、現在行っております食道がん向けがん免疫細胞療法（PAPCワクチン）の治験における臨床開発を経て、再生医療等製品の製造販売の承認を得て、市場にて販売を開始するまでの間は、売上高の計上はなく、研究開発費、人件費、固定費の支出が先行で行われていきます。このため、パフォーマンスを上げることによる短期で治験を成功するという実績を出す体制及び当社を理解して応援いただける投資家からの増資による資金調達が必須となります。

このことを実現するためには、①コンプライアンスの遵守とガバナンスが働く体制の構築、②その体制を運用する優秀な人材の確保及び教育、③適時開示体制の強化と積極的なIR活動が特に優先的な対処すべき課題と考え、取り組んでいきます。

①コンプライアンスの遵守とガバナンスが働く体制の構築

当社は、PAPCワクチンの治験を行うため、特に厳しいコンプライアンス遵守が必要であり、かつ、短期で治験の成功を行うためのハイパフォーマンスを実現するために、最先端の体制を構築することにチャレンジする必要があります。コンプライアンスは、法令、定款、企業理念を遵守することはもちろんのこと安全かつ高品質の製品を製造するための手順を徹底します。また、その遵守のために、社外取締役体制、監査役体制、内部監査体制、外部監査体制を整備し、執行役員制度を導入し、業務の執行と会社経営を区分することにより、ガバナンスが働く体制を整備し、その体制での運用を行ってまいります。

②優秀な人材の確保及び教育

厳しいコンプライアンス体制の遵守・維持・継続及び更なる厳しい体制の構築を行うこと及び継続した研究開発活動の実施のためには、優秀な人材の確保・教育が必須であります。

人材の確保のためには、通常の人材紹介会社の利用ではなく、常に大学等の研究機関との関係を密にし、情報交換を実施することにより、優秀な人材の確保を行ってまいります。

また、確保した優秀な人材の定着のために、働きやすい環境の整備を行うとともに、自らモノを考え実行するという組織を構築してまいります。研究開発部門は、裁量労働制の導入、その他の部門は、完全フレックス制度の導入を行い、その運用を経て、この組織の整備・構築を図ってまいります。また、在宅ワーク制度、副業制度を導入し、いつでも、どこでも仕事ができる環境の整備を行ってまいります。

③適時開示体制と積極的なIR活動の実施

適時開示体制（早期に取締役会、株主、投資家に開示できる体制）を強化していきます。

そのために、内部統制システムの構築を行うことによって、正しくそして早い情報の伝達を行う体制強化に取り組みます。また、担当J-Adviserとの協力の下、機関投資家、特定投資家向けのIR活動を実施してまいります。

当社の状況を適時・適切に開示していくこと、情報を発信することにより、企業価値推移を理解いただき、投資家の皆様からの資金調達を適切に実施し、企業としての成長を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。当社では本発行者情報公表日現在において、アイザワ証券株式会社との間で、J-Adviser契約(以下、「当該契約」とします。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<担当J-Adviserとの契約の解除に関する条項>

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはアイザワ証券株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の

効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難に陥る方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、がんについての再生医療等製品についての基礎研究、商業化を目指した技術開発から臨床開発までの研究開発を推進しております。

当中間会計期間における研究開発は、がん免疫細胞療法（PAPCワクチン）の治験開始に向けた安全性の確認のための研究開発を行っており、その研究開発費は34,972千円であり、また、その研究開発に携わる人員は、2025年4月末現在3名であり、これは総従業員数の50%に相当します。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による中間貸借対照表上の資産、負債の計上額及び中間損益計算書上の収益、費用の計上に影響を与える会計上の見積りを行う必要があります。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しております。しかしながら、事業環境等に変化がある場合には、当該見積りと将来の実績が異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（資産）

当中間会計年度末における資産合計は222百万円となり、前事業年度末に比べ150百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が140百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当中間会計年度末における負債合計は32百万円となり、前事業年度末に比べ5百万円減少いたしました。これは主に短期借入金が20百万円減少したこと及び未払金14百万円が増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計年度末における純資産合計は189百万円となり、前事業年度末に比べ156百万円増加いたしました。これは主に増資に伴い資本金が155百万円、資本準備金が155百万円増加したこと及び中間純損失154百万円によるものであります。

（3）経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当社における主要な設備はございません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年7月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	5,129,300	4,870,700	4,870,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	5,129,300	4,870,700	4,870,700	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権(2021年8月2日臨時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (2025年4月30日)	公表日の前月末現在 (2025年6月30日)
新株予約権の数(個)	660,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	660,000(注)1	660,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750(注)2	750(注)2
新株予約権の行使期間	2023年8月2日～ 2036年7月31日 (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間

2023年8月2日から2036年7月31日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役及び当社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は、本新株予約権の権利行使可能期間中において、甲の株式が東京証券取引所その他の株式市場（国内外問わず）に上場（TOKYO PRO Market上場を除く）した日より180日を経過したときより行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権は、当社の2021年10月期から2028年10月期までの8事業年度のいずれかにおいて、支払利息、減価償却控除前税引前利益が10億円を超えた場合にのみ、行使することができる。
- ⑤ 本新株予約権は、割当日から3年を経過する日までに、1株当たり750円を下回る価格で、普通株式の発行、新株予約権の発行、株式の売買等がなされた場合には、未行使部分の新株予約権を失効する。
- ⑥ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

第2回新株予約権（2023年5月19日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年4月30日)	公表日の前月末現在 (2025年6月30日)
新株予約権の数（個）	110,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	110,000（注）1	110,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）2	1,000（注）2
新株予約権の行使期間	2023年8月2日～ 2036年7月31日 （注）3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただ

し、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間

2023年8月2日から2036年7月31日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役および当社の従業員、当社の協力者、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は、本新株予約権の行使可能期間中において、甲の株式が東京証券取引所その他の株式市場（国内外問わず）に上場（TOKYO PRO Market上場を除く）した日より180日を経過したときより行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権は、当社の2023年10月期から2030年10月期までの8事業年度のいずれかにおいて、支払利息、減価償却控除前税引前利益が10億円を超えた場合にのみ、行使することができる。
- ⑤ 本新株予約権は、割当日から本新株予約権は、割当日から3年を経過するまでに、1株当たり1,000円を下回る価格で、普通株式の発行、新株予約権の発行、株式の売買等がなされた場合には、未行使部分の新株予約権を失効する
- ⑥ その他の条件については、新株予約権に係る契約に定めるところによる。

第3回新株予約権（2024年1月26日定時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2025年4月30日)	公表日の前月末現在 (2025年6月30日)
新株予約権の数（個）	235,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235,000（注）1	235,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）2	1,000（注）2
新株予約権の行使期間	2026年2月1日～ 2034年1月25日 （注）3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権を行使することができる期間
2026年2月1日から2034年1月25日まで

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、当社取締役の過半数による決定により当該地位の喪失につき正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。
- ③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年1月28日 (注)	普通株式 259,400	普通株式 4,870,700	155,640	579,240	155,640	578,940

(注) 2025年1月28日、特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行(有償)
発行価格1,200円 資本組入額155,640千円 資本準備金組入額155,640千円
増加株式数259,400株
割当先 法人等17名

(6) 【大株主の状況】

2025年4月30日

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
谷 憲三朗	東京都目黒区	1,001	20.55
中村 祐輔	大阪府大阪市	1,000	20.53
新日本製薬株式会社	福岡県福岡市	543	11.15
TNPスレッズオブライイト投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市	534	10.96
土方 康基	愛知県名古屋市	440	9.03
株式会社龍角散	東京都千代田区	166	3.42
山田 英二郎	福岡県福岡市	150	3.07
谷 洋子	東京都目黒区	121	2.48
谷 英典	東京都文京区	120	2.48
原 健一郎	神奈川県川崎市	80	1.65
計	—	4,157	85.32

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,870,700	48,707	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,870,700	—	—
総株主の議決権	—	48,707	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月
最高（円）	—	—	1,200	—	—	—
最低（円）	—	—	1,200	—	—	—

（注）1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2025年1月30日をもって東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

3. 2025年2月から2025年4月までは売買実績がないため記載しておりません。

3【役員の状況】

男性7名 女性一名 （役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表 取締役	執行役員 CEO	原 健一郎	1984年 1月20日生	2014年3月 三重大学大学院 生命医科学専攻 感染症制御医学/分子遺伝学講座 修了 博士（医学） 2014年4月 バイオコモ株式会社 2015年5月 医療法人社団 聖友会 内藤メディカル・クリニック 2017年5月 新日本製薬株式会社 商品部 2020年1月 当社代表取締役兼執行役員CEO就任（現任）	(注) 2	(注) 4	80,400
取締役	執行役員 CFO	大貫 篤志	1968年 9月7日生	1990年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 2003年1月 株式会社シコー技研（現シコー株式会社）取締役 2006年6月 ユビキタスAIコーポレーション株式会社 監査役 2009年9月 税理士法人E&M ファウンダー 2010年9月 株式会社TNPパートナーズ 監査役 2019年4月 株式会社STG 監査役（現任） 2021年1月 当社取締役兼執行役員CFO就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,500
取締役	-	山下 勝博	1961年 3月16日生	1984年4月 野村證券株式会社、国内支店営業、野村国際（香港）駐在、投資情報部、企業部 2000年9月 株式会社TSUNAMIネットワークパートナーズ（現株式会社TNPパートナーズ）設立メンバー 2003年6月 株式会社TNPパートナーズ 取締役 2005年4月 株式会社TNPオンザロード 代表取締役社長 2007年2月 ベンチャー支援組織「TSUNAMI」（現特定非営利活動法人ベンチャー支援機構MINERVA）理事 2019年5月 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,000
取締役	-	宮島 篤	1953年 3月7日生	1980年3月 東京大学大学院理学部研究科生物化学専攻博士課程修了 博士（理学） 1982年1月 米国DNAX分子細胞生物学研究所 主任研究員、研究員、ポスドク（博士研究員） 1994年10月 東京大学分子細胞生物学研究所 教授 2003年4月 東京大学分子細胞生物学研究所 所長 2018年4月 東京大学定量生命科学研究所 特任教授（現任） 2019年5月 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,000
取締役	-	谷 憲三朗	1955年 3月7日生	1982年10月 米国シティオブホープ医学研究所 リサーチフェロー 1983年3月 東京大学大学院 医学系研究科 第一臨床医学専攻 博士課程修了 医学博士 1986年4月 日本学術振興会 特別研究員 1988年1月 東京大学医科学研究所 病態薬理学研究部 助手 1990年10月 東京大学医科学研究所附属病院 内科講師（病棟医長併任） 1995年2月 東京大学医科学研究所 病態薬理学研究部、同附属病院内科 助教授 2002年2月 九州大学生体防御医学研究所・ゲノム病態学分野、同附属病院体質代謝内科 教授 2003年10月 九州大学生体防御医学研究所・ゲノム病態学分野、九州大学病院先端分子・細胞治療科 教授 2010年4月 九州大学生体防御医学研究所 所長（併任） 2015年4月 東京大学医科学研究所・ALA先端医療学社会連携研究部門 特任教授 2015年5月 九州大学 名誉教授 2020年4月 東京大学定量生命科学研究所・ALA先端医療学社会連携部門 特任教授 2023年11月 東京大学定量生命科学研究所附属高度細胞多様性研究センター 発生・再生研究分野博士研究員 2024年4月 東京大学医科学研究所 招聘講師 2025年1月 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,001,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
常勤 監査役	-	田中 秀一	1957年 2月23日生	1982年7月 野村證券株式会社、海外投資顧問室 1984年12月 野村證券株式会社、野村國際（香港）駐在、株 式・債券営業 Vice President 1989年4月 野村ハブコックブラウン株式会社 海外不動産部 1991年2月 株式会社メニンガー 代表取締役 2015年8月 グレートジャイアントフーズ株式会社 General Manager 2023年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 3	(注) 4	100
監査役 (注) 1	-	柴田 聡	1963年 11月11日生	1988年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマ ツ） 1999年10月 勝島敏明税理士事務所（現デロイトトーマツ税理 士法人） 2000年10月 株式会社TSUNAMIネットワークパートナーズ（現 株式会社TNPパートナーズ） 2003年6月 柴田コンサルティング事務所開設（現任） 2022年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 3	(注) 4	200
計							84,400

(注) 1. 監査役柴田聡は、社外監査役であります。

2. 取締役は2025年1月31日開催の定時株主総会の決議を受け、2024年11月1日から2025年10月期に係る定時株主総会終結の時までです。

3. 監査役は、2024年10月29日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年11月1日から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までです。

4. 2025年4月期における役員報酬の総額は19,770千円を支給しております。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）の中間財務諸表について、佳生監査法人により監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修会に参加する等、積極的な情報収集活動に努めております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	58,789	198,889
前渡金	1,277	981
未収還付消費税等	4,946	10,391
その他	1,134	4,566
流動資産合計	66,148	214,828
固定資産		
投資その他の資産		
差入保証金	5,324	5,324
長期前払費用	—	1,939
投資その他の資産合計	5,324	7,264
固定資産合計	5,324	7,264
資産合計	71,473	222,092
負債の部		
流動負債		
短期借入金	20,000	—
未払金	7,506	21,925
未払法人税等	2,891	3,515
その他	2,819	2,051
流動負債合計	33,217	27,491
固定負債		
資産除去債務	5,256	5,286
固定負債合計	5,256	5,286
負債合計	38,474	32,777
純資産の部		
株主資本		
資本金	423,600	579,240
資本剰余金		
資本準備金	423,300	578,940
資本剰余金合計	423,300	578,940
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△824,114	△979,078
利益剰余金合計	△824,114	△979,078
株主資本合計	22,785	179,101
新株予約権	10,213	10,213
純資産合計	32,999	189,315
負債純資産合計	71,473	222,092

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日)	当中間会計期間 (自2024年11月1日 至2025年4月30日)
売上高	—	—
売上原価	—	—
売上総利益	—	—
販売費及び一般管理費	※1※2 95,254	※1※2 101,246
営業損失(△)	△95,254	△101,246
営業外収益		
受取利息	0	36
匿名組合解約益	548	—
助成金収入	—	3,320
その他	4	150
営業外収益合計	553	3,506
営業外費用		
支払利息	11	302
租税公課	15	—
上場関連費用	—	56,446
営業外費用合計	27	56,748
経常損失(△)	△94,727	△154,488
特別損失		
減損損失	※3 2,056	—
特別損失合計	12,056	—
税引前中間純損失(△)	△106,783	△154,488
法人税、住民税及び事業税	145	475
法人税等合計	145	475
中間純損失(△)	△106,928	△154,963

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自2023年11月 1 日 至2024年 4 月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	346, 900	346, 600	346, 600	△666, 130	△666, 130	27, 369	10, 213	37, 583
当中間期変動額								
新株の発行	2, 500	2, 500	2, 500	－	－	5, 000	－	5, 000
中間純損失（△）	－	－	－	△106, 928	△106, 928	△106, 928	－	△106, 928
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	2, 500	2, 500	2, 500	△106, 928	△106, 928	△101, 928	－	△101, 928
当中間期末残高	349, 400	349, 100	349, 100	△773, 059	△773, 059	△74, 559	10, 213	△64, 345

当中間会計期間（自2024年11月 1 日 至2025年 4 月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	423, 600	423, 300	423, 300	△824, 114	△824, 114	22, 785	10, 213	32, 999
当中間期変動額								
新株の発行	155, 640	155, 640	155, 640	－	－	311, 280	－	311, 280
中間純損失（△）	－	－	－	△154, 963	△154, 963	△154, 963	－	△154, 963
株主資本以外の項目の当中 間変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	155, 640	155, 640	155, 640	△154, 963	△154, 963	156, 316	－	156, 316
当中間期末残高	579, 240	578, 940	578, 940	△979, 078	△979, 078	179, 101	10, 213	189, 315

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△106,783	△154,488
減損損失	12,056	—
匿名組合解約益	△548	—
受取利息	△0	△36
未収消費税等の増減額(△は増加)	7,118	△5,445
前渡金の増減額(△は増加)	4,208	296
前受金の増減額(△は減少)	55,000	—
その他	1,616	10,964
小計	△27,334	△148,709
利息及び配当金の受取額	0	36
利息の支払額	—	△302
法人税等の支払額	△290	△265
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,624	△149,241
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,602	—
無形固定資産の取得による支出	△227	—
匿名組合出資金の払戻による収入	3,000	—
敷金の差入れによる支出	△5,324	—
長期前払費用の増減額(△は増加)	—	△1,939
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,154	△1,939
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	9,000	—
短期借入金の返済による支出	—	△20,000
株式の発行による収入	5,000	311,280
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,000	291,280
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△22,778	140,099
現金及び現金同等物の期首残高	29,960	58,789
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,182	※ 198,889

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 収益及び費用の計上基準

当社は売上高を計上していないため、記載を省略しております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
役員報酬	17,520 千円	19,770 千円
給与手当	8,952 千円	8,972 千円
支払手数料	6,247 千円	6,891 千円
支払報酬料	8,184 千円	9,921 千円
研究開発費	34,074 千円	34,972 千円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
	34,074 千円	34,972 千円

※3 減損損失

前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都品川区)	共用資産	建物附属設備、工具、器具及び備品	11,828
本社(東京都品川区)	事業用資産	特許権	227
合計			12,056

当社の事業は、医薬品開発事業のみの単一セグメントとなっており、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として全体を1つの資産グループしております。

減損の兆候が存在する資産グループについては、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回っていることから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスのため、零と評価しております。

当中間会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自 2023年11月1日 至 2024年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式（注）	4,457,900	5,000	—	4,462,900
合計	4,457,900	5,000	—	4,462,900

（注）普通種類株式の当中間会計期間増加株式数5,000株は、第三者割当増資による新株発行5,000株によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
			当中間会計期間期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	10,213
合計		—	—	—	—	—	10,213

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式（注）	4,611,300	259,400	—	4,870,700
合計	4,611,300	259,400	—	4,870,700

（注）普通種類株式の当中間会計期間増加株式数259,400株は、第三者割当増資による新株発行259,400株によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
			当中間会計期間期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	

提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	10,213
合計		—	—	—	—	—	10,213

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
現金及び預金	7,182千円	198,889千円
現金及び現金同等物	7,182千円	198,889千円

(株主資本の著しい変動)

当社は、2024年12月19日開催の取締役会において、ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行を決議し、2025年1月28日に払込が完了いたしました。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ155,640千円増加し、当中間会計期間末において、資本金は579,240千円、資本剰余金は578,940千円となっております。

(収益認識関係)

前中間会計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

当社は売上高を計上していないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

当社は売上高を計上していないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前中間会計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
(1) 1株当たり純資産額	4円94銭	36円77銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	32,999	189,315
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	10,213	10,213
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	22,785	179,101
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	4,611,300	4,870,700

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
(2) 1株当たり中間純損失 (△)	△23円98銭	△32円66銭
(算定上の基礎)		
中間純損失 (△) (千円)	△106,928	△154,963
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失 (千円)	△106,928	△154,963
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,459,603	4,744,583
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 660,000株 第2回新株予約権 110,000株 第3回新株予約権 235,000株	第1回新株予約権 660,000株 第2回新株予約権 110,000株 第3回新株予約権 235,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

当社は、株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 7 月 31 日

株式会社 NPT

取締役会 御中

佳生監査法人

東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

大 塚 貴 史

公認会計士

兼 光 典 行

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 NPT の 2024 年 11 月 1 日から 2025 年 10 月 31 日までの第 7 期事業年度の中間会計期間（2024 年 11 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 NPT の 2025 年 4 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 11 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の 2024 年 10 月 31 日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して 2024 年 12 月 16 日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して 2025 年 1 月 30 日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。